

令和6年第4回臨時会

# 中川村議会会議録

中川村議会

令和6年第4回中川村議会臨時会議事日程

令和6年12月23日(月) 午前9時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 議案第1号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第4 議案第2号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第5 議案第3号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第6 議案第4号 中川村第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第7 議案第5号 令和6年度中川村一般会計補正予算(第6号)  
日程第8 議案第6号 令和6年度中川村水道事業会計補正予算(第2号)  
日程第9 議案第7号 令和6年度中川村下水道事業会計補正予算(第3号)

出席議員(10名)

- 1番 片桐邦俊  
2番 松村利宏  
3番 中塚礼次郎  
4番 長尾和則  
5番 桂川雅信  
6番 山崎啓造  
7番 島崎敏一  
8番 大島歩  
9番 大原孝芳  
10番 松澤文昭

欠席議員(0名)

説明のために参加した者

- |                 |      |         |      |
|-----------------|------|---------|------|
| 村長              | 宮下健彦 | 副村長     | 富永和夫 |
| 教育長             | 片桐俊男 | 総務課長    | 松村恵介 |
| 住民税務課長<br>会計管理者 | 小林郁子 | 産業振興課長  | 松崎俊貴 |
| 建設環境課長          | 宮崎朋実 | リニア対策室長 | 小林好彦 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 桃澤清隆  
書記 座光寺てるこ

# 令和6年第4回中川村議会臨時会

## 会議のてんまつ

令和6年12月23日 午前9時00分 開会

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 御参集、御苦労さまです。  
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第4回中川村議会臨時会を開会します。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。  
ここで村長の挨拶をお願いします。

○村長 令和6年12月定例会に続きまして中川村議会第4回臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ御多用の中、定刻に御参集賜り、誠にありがとうございます。  
12月20日発表の内閣府月例経済報告によりますと、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」、  
先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。  
と基調判断で言っております。  
個人消費、設備投資など、14の基調判断根拠項目のいずれも11月発表の評価とほぼ同じであります。  
基調判断を受けての政府の政策の基本方針として、経済財政運営に当たっては、デフレ脱却を確かなものとするため、賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現していくとしまして、11月22日に閣議決定をいたしました令和7年度予算編成の基本方針を踏まえて令和7年度政府予算案を取りまとめるとしております。  
昨年今年と最低賃金が引き上がっております。長野県にあっては10月1日から1時間998円と50円の引上げがされました。  
8月8日、人事院は、国会と内閣に対して人事院としての課題認識、対応策の打ち出し根拠となる国家公務員人事管理に関する報告と国家公務員の給与改定についての勧告及び国家公務員の育児休業法改正についての意見の申出を行っております。  
長野県人事委員会も、10月16日、長野県議会及び知事に対して県職員の給与等に関する報告及び勧告を行っております。  
国家公務員の給与改定についての勧告では、国家公務員初任給を過去最大とな

るよう引上げ、また一時金の引上げも盛り込むという内容になっており、勧告どおりに改正給与法は17日の参議院本会議で可決、成立をいたしました。同時に、特別職給与法改正も可決をしております。

本日の会議で提案させていただきますのは、中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ほか、3つの関係する条例の改正であります。

一般職及び会計年度任用職員給与、手当の改正並びに常勤の特別職職員手当、議会議員の期末手当の改正を国に準じて引き上げるため、関係する条例改正が4本と予算措置を行うための一般会計補正予算案など3つの補正予算を提出させていただくものでございます。

住民の奉仕者たる公務員としての人材を確保し、同時に民間との格差を解消し広く地域における消費を促す観点からも、現行の地方公務員等の給与水準を御賢察いただき、原案どおりお認めいただくことをお願いいたしまして、臨時会開会に当たっての御挨拶といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は議会会議規則第127条の規定により4番 長尾和則議員及び5番 桂川雅信議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。  
お諮りします。

日程第3 議案第1号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第2号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第3号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第4号 中川村第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上の4議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第3 議案第1号から日程第6 議案第4号までを一括議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長  
○総務課長

提案理由の説明を求めます。

それでは議案第1号について提案説明をいたします。

提案理由につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員の給与改定を行うため本案を提出するものであります。

人事院は国家公務員の給与について政府勧告を行い、本年12月17日、人事院勧告に沿った一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立をいたしました。

月例給につきましては、民間給与との格差1万1,183円、2.76%を解消するため給料表の改定を行い、高卒者初任給を2万1,400円引上げ、若年層を中心に全体的に引き上げる改定になっています。

ボーナスにつきましては、民間の支給状況に合わせ0.1月引上げ、年間4.6月の改定になっています。

村におきましても国家公務員の給与改定に準じて一般職の給与改定を行うものです。

改正の内容であります、2ページ目になります。

第1条につきましては、第24条の期末手当の支給率を、一般職につきましては100分の127.5へ、特定幹部職員は100分の107.5へ改定いたします。

続いて第27条の勤勉手当の支給率を、一般職につきましては100分の107.5へ、特定幹部職員は100分の127.5へ改定します。

期末手当と合わせまして12月の支給で年間4.6月、0.1月の引上げになるように改めます。

再任用職員につきましても同様に期末手当と勤勉手当の支給率を改定し、12月の支給で年間2.4月分、0.05月引き上げるように改めます。

加えまして、別表1の行政職給料表を表のとおり改めます。

最後のページまでめくっていただきまして、第2条であります。

第2条では期末手当と勤勉手当の支給率を改定し、令和7年4月以降のボーナスの支給月数を6月12月の支給で一般職は4.6月分、再任用職員は年間2.4月分となるように改めます。

施行期日につきましては公布の日からになりますが、第2条の規定の支給率は令和7年4月1日から施行いたします。

第1条、別表第1の行政職給料表は令和6年4月1日から、ボーナスの支給率につきましては令和6年12月1日から適用をいたします。

続きまして提案をいたします議案第2号の議会議員の期末手当の改正及び第3号議案の特別職の期末手当の改正につきましては、12月21日の議会全員協議会で説明した内容から変更になっております。変更の内容につきましては別添資料のほうの確認をお願いいたします。

それでは議案第2号について提案説明をいたします。

提案理由は、一般職の職員の給与改定に準じて議員の期末手当を改定するため

本案を提出するものであります。

改正の内容ですが、裏面を御覧いただきたいと思えます。

第1条では期末手当の支給率を100分の175に改め、12月の支給で年間3.45月、0.05月の引上げになるように改めます。

第2条では、令和7年4月以降の期末手当の支給率を100分の172.5に改め、6月12月の支給で年間3.45月分となるように改めます。

施行期日は公布の日からになりますが、第2条の規定の支給率は令和7年4月1日から施行いたします。

第1条の規定の支給率は令和6年12月のボーナスの支給から適用をいたします。

続きまして議案第3号について提案説明をいたします。

提案理由は、村の一般職の職員の給与改定に準じて村長、副村長、教育長の期末手当を改定するため本案を提出するものです。

改正の内容につきましては裏面を御覧いただきたいと思えます。

議員と同様に、第1条ではボーナスの支給月数を12月の支給分で年間3.45月分、0.05月引き上げるように改めます。

第2条では、令和7年4月以降のボーナスの支給率を6月12月分の支給で年間3.45月になるように改めます。

施行期日は公布の日からになりますが、第2条の規定の支給率は令和7年4月1日から施行いたします。

第1条の規定の支給率は令和6年12月のボーナスの支給に適用をいたします。

続きまして議案第4号について提案説明をいたします。

提案理由は、村の一般職の職員の給与改定に準じて会計年度任用職員の期末手当を改定するため本案を提出するものです。

改正の内容ですが、裏面を御覧いただきたいと思えます。

第1条では期末手当の支給率を100分の127.5に改め、12月の支給で年間2.5月分、0.05月引き上げるように改めます。

第2条では、令和7年4月以降の期末手当の支給率を100分の125に改め、6月12月の支給で年間2.5月となるように改めます。

施行期日は公布の日からになりますが、第2条の規定の支給率は令和7年4月1日から施行いたします。

第1条の規定の支給率は令和6年12月のボーナスの支給に適用をいたします。

なお、第1号会計年度任用職員の勤勉手当及び第2号会計年度任用職員の期末勤勉手当につきましては一般職の例に準ずるということになっておりますので、この部分の条例の改定はありません。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

説明を終わりました。

これから本4議案について一括して質疑を行います。

○議長

○議長 質疑はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり  
 質疑なしと認めます。  
 次に議案第1号について討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり  
 ○議長 討論なしと認めます。  
 これで質疑を終わります。  
 これから議案第1号の採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。  
 次に議案第2号について討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり  
 ○議長 討論なしと認めます。  
 これから議案第2号の採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。  
 次に議案第3号について討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり  
 ○議長 討論なしと認めます。  
 これから議案第3号の採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。  
 次に議案第4号について討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり  
 ○議長 討論なしと認めます。  
 これから議案第4号の採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。  
 お諮りします。  
 日程第7 議案第5号 令和6年度中川村一般会計補正予算（第6号）

日程第8 議案第6号 令和6年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）  
 日程第9 議案第7号 令和6年度中川村下水道事業会計補正予算（第3号）  
 以上の3議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思  
 いますが、御異議ありませんか。  
 「異議なし」と呼ぶ者あり  
 ○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第7 議案第5号から日程第9 議案  
 第7号を一括議題とします。  
 提案理由の説明を求めます。  
 ○副村長 それでは議案第5号 令和6年度中川村一般会計補正予算（第6号）について  
 御説明をいたします。  
 今回の補正予算は、先ほど御承認をいただきました一般職職員及び会計年度任  
 用職員の給与等の改定、常勤の特別職職員及び議会議員の期末手当の改定に伴う  
 人件費の補正であります。  
 議案書を御覧ください。  
 第1条 歳入歳出予算の補正は、予算の総額を変更せず、総額を51億4,240万  
 円とするもので、款項区分ごとの補正額及び補正後の予算額は第1表によるもの  
 であります。  
 3ページからは事項別明細書になりますが、今回、歳入の補正はございません。  
 4ページ以降の歳出につきましては、冒頭で申し上げました職員、常勤・特別  
 職職員及び議会議員の給与、手当等の改定に伴う人件費の補正であります。  
 給与改定の内容につきましては先ほどの議案提案で御説明したとおりで、改定  
 に伴う追加補正額は全体で2,339万4,000円であります。  
 17ページ、14款 予備費を同額減額し、予算の調整を行います。  
 18ページ以降に給与費補正関係資料を添付してございますので、御確認をお願  
 いします。  
 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。  
 ○建設環境課長 議案第6号及び第7号について提案説明をいたします。  
 まず議案第6号 令和6年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）について  
 提案説明いたします。  
 今回の補正は、人事院勧告に伴う総係費及び動力費、電気料の増加による収益  
 的支出、また企業債償還金の増額による資本的収入支出の補正をするものであり  
 ます。  
 第2条 収益的収入については、職員給与費を人勸に伴い改め、営業費用に原  
 水及び浄水費、配水及び給水費の動力費をそれぞれ150万円増額し、総額を1億  
 3,656万8,000円とするものであります。  
 第3条は、補助金及び償還金の増加による資本的収入支出の補正を行います。  
 補助金121万円は他会計補助金の増額によるもの、企業債償還金220万円は建  
 設改良費の財源に充てるための企業債償還金となります。

第4条は、予算第7条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を67万3,000円増額し、総額を1,762万2,000円に改めます。

第5条は、予算第8条、他会計からの補助金について、1,674万7,000円に改めます。

以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

続いて議案第7号 令和6年度中川村下水道事業会計補正予算（第3号）について提案説明をいたします。

今回の補正は人事院勧告に伴う営業費用の増加等による収益的支出の補正をするものです。

第2条 収益的支出について、営業費用に21万3,000円を増額し、総額を2億6,579万3,000円とするものであります。

第3条、職員給与費を民間に伴い記載のとおり改めます。

以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから本3議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。

これから議案第7号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これで本臨時会に付議された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長の挨拶をお願いします。

○村長 中川村議会第4回臨時会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本議会に提出をいたしました4つの改正条例案及び3つの補正予算案、全て御同意を賜り、可決いただきました。改めてお礼申し上げます。

臨時国会では令和6年度補正予算が可決、成立をしております。中でも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得世帯支援枠分として総額4,908億円、物価高騰対応推奨メニュー事業分として総額6,000億円となっております。

低所得世帯支援枠分につきましては物価高の影響を受ける所得の低い方々に対して迅速な給付を行うこととなっております。物価高騰対応推奨メニュー事業分は地方公共団体が地域の実情に応じた生活者、事業者の支援を行えるよう交付金を追加するものというふうになっております。

既に関係課では、制度の該当世帯の拾い出し、生活支援の商品券の内容、事業者交付の内容等、検討を始めておりまして、年が改まれば新年度予算編成作業と並行して事業内容を固めてまいりたいと思っております。

年明け早々恐縮するところでございますが、上記の交付金の使途等、予算反映した臨時会をお願いすることになります。

例年に比べ寒い冬の入りとなっております。残すところ1週間となりましたが、インフルエンザ等の流行もささやかれております。議員各位には、健康に留意して新しい年を新たな気持ちで迎えることができますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

一年間、お疲れさまでございました。

○議長 長 これで本日の会議を閉じます。

以上をもって令和6年第4回中川村議会臨時会を閉会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

〔午前9時32分 閉会〕

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_